(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条の4第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項において準 用する場合を含む。)の規定に基づき、職員の再任用(法第28条の4第1項 又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関 し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

- 第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤 続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者に準じて再 任用を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 20年以上勤続して退職した者(これに準ずると任命権者が認める者を含む。)であってその退職した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(同号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

- 第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績 が良好である場合に行うことができるものとする。
- 2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意 を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、 その者が65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- (大阪市職員から再任用職員として任用する職員に係る特例)
- 2 大阪市を定年退職したものについて再任用職員として任用を行うことができる。
- 3 大阪市の職員の再任用に関する条例(平成13年大阪市条例第28号)第2条 に該当するものについて、再任用職員として任用を行うことができる。
- 4 再任用職員として任用される日の前日に大阪市の再任用職員であったものについては第3条の規定により、再任用職員として任用された日において、 任期の更新がされたものとして取り扱う。
- 5 第2項及び第3項により、任用を行う場合の任期の末日は、その者が65歳 に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。